

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業者等が、持続的な経営に向けた事業計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等及び販路開拓等と併せて行う生産性向上等の業務効率化を支援し、中小企業者等の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 直接的又は明らかに販路開拓又は売上拡大につながる事業（単なるリフォーム・買換えに係る事業は除く。）であること。
- (2) 本事業の完了後、おおむね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業であること。
- (3) 事業内容が、公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、天草市内に住所又は本店を有し、主たる事業を営む中小企業者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 従業員20人以下の個人事業者又は中小企業者
- (2) 天草市起業創業・中小企業支援センター及び商工団体から経営や財務、販路開拓等に関する助言等を受け、事業計画書や資金計画書等を作成し、実際に販路開拓等が見込める事業を行う者
- (3) 暴力団員等の反社会的勢力及びその関係者ではない者
- (4) 市税を完納している者

(補助対象経費)

第4条 本補助金の補助対象経費は、販路開拓等、持続的な経営に向けた事業計画に基づくものであって、別に定める天草市起業創業資金支援事業補助金交付要領第5条に定める補助対象経費と同様のものとする。ただし、人件費は除く。

2 補助対象経費のうち施設整備費（改修費、設備購入費等をいう。以下同じ。）は、天草市内に存する店舗、工場、事業所等に係る施設整備費に限り、補助対象経費とする。

(補助率等)

第5条 本補助金は補助対象経費の3分の2以内の額を予算の範囲内において交付するものとし、1補助対象者に対する補助金の限度額は、200万円とする。

(補助事業の採択申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、天草市中小企業者等持続化事業採択申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書及び資金計画書
- (2) 図面及び設計書等
- (3) カタログ及び見積書等
- (4) その他必要な書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の採択又は不採択を決定するものとする。

3 補助事業の採択は、事業性、市場性、事業可能性、事業継続・発展性、資金計画等の項目ごとの書類(内容)審査を行い、採択又は不採択を決定する。

4 市長は、前項の規定により事業を採択すると決定した者に対しては、天草市中小企業者等持続化事業採択決定通知書(様式第2号)により、また、事業を採択しないと決定した者に対しては、天草市中小企業者等持続化事業不採択決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

5 採択申請書の受付は、10月、12月、2月の1日から15日までとし、原則として、当月の月末までにその内容を審査し、事業の採否を決定するものとする。ただし、国が定める平成28年度熊本地震復旧等予備費予算被災地域販路開拓支援事業小規模事業者持続化補助金公募要領(以下「公募要領」という。)及び同様の補助金等に係る募集が行われる場合は、当該募集に係る決定がなされた後、別に市が定める日までの間にあつては、採択申請書の受付を行わないものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、公募要領等に規定する複数事業者による共同申請があった場合は、天草市産業振興チャレンジ基金補助金審査会の審査により、事業の採択を決定するものとし、その運用は、天草市起業創業資金支援事業補助金交付要領の例による。

(補助金の申請)

第7条 前条第4項又は第6項の規定により事業採択の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、天草市中小企業者等持続化事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書及び資金計画書
- (2) 図面及び設計書等(施設改修等を行う場合に限る。)

(3) カタログ及び見積書等（機械、機器等の導入及び更新の場合に限る。）

(4) 市税の滞納のない証明書

(5) その他必要な書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては天草市中小企業者等持続化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては天草市中小企業者等持続化事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の申請を取り下げようとするときは、補助金交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までに天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）第7条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

（補助事業の内容変更）

第10条 補助事業者は、第8条第2項の規定による決定通知を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請に係る内容等が適正であると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 天草市中小企業者等持続化事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）

(2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認通知書（様式第9号）

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、天草市中小企業者等持続化事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出期限は、事業完了日から起算して1月を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(1) 事業経過報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 写真（機械装置費等に係るものに限る。）
- (5) その他必要な書類

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、天草市中小企業者等持続化事業補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、当該不正行為により支給を受けた補助金の全額を返還させることができる。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年8月22日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、平成29年3月31日限り、効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 平成29年3月31日以前に第7条の規定により決定した補助金の交付については、この要領の失効後も、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

天草市中小企業者等持続化事業採択申請書

平成 年 月 日

天草市長 中村 五木 様

住所

〔法人にあつては、その主
たる事務所の所在地〕

申請者氏名

⑩

〔法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名〕

電話

天草市中小企業者等持続化事業を実施したいので、天草市中小企業者等中小企業者等
持続化事業補助金交付要領第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 事業計画書・資金計画書
- (2) カタログ及び見積書等
- (3) その他必要な書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

天草市長 中村 五木 印

天草市中小企業者等持続化事業採択事業採択決定通知書

平成 年 月 日付けで採択申請のあった天草市中小企業者等持続化事業採択事業については、下記のとおり決定したので天草市中小企業者等持続化事業採択事業補助金交付要領第6条第4項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付申請可能額 円

様式第3号(第6条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

天草市長 中村 五木 印

天草市中小企業者等持続化事業不採択決定通知書

平成 年 月 日付けで採択申請のあった天草市中小企業者等持続化事業については、下記のとおり決定したので天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第6条第4項の規定により通知します。

記

1 不採択とした理由

様式第4号(第7条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

天草市長 中村 五木 様

住所

〔法人にあつては、その主
たる事務所の所在地〕

申請者氏名

ⓐ

〔法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名〕

電話

平成 年度における天草市中小企業者等持続化事業補助金の交付を受けたいので、
天草市中小企業者等持続化事業補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり申請
します。

記


- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書及び資金計画書
 - (2) カタログ及び見積書等
 - (3) 市税の滞納のない証明書
 - (4) その他必要な書類

様式第5号(第8条関係)

第 号

平成 年 月 日

様

天草市長 中村 五木 

天草市中小企業者等持続化事業補助金補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 円


2 交付決定に付する条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定内の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第6号(第8条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

天草市長 中村 五木 

天草市中小企業者等持続化事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金については、下記のとおり交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 交付申請額 円

2 不交付の理由等

様式第7号(第10条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認申請書

平成 年 月 日

天草市長 中村 五木 様

住所

〔法人にあつては、その主
たる事務所の所在地〕

申請者氏名

⑩

〔法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名〕

電話

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた平成 年度天草市
中小企業者等持続化事業補助金に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、承認
くださるよう天草市補助金等交付規則第7条の規定により申請します。

記


- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙のとおり
- 3 変更資金計画書 別紙のとおり

(備考)

様式第8号(第10条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

天草市長 中村 五木 

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付けで交付(変更)申請のあった平成 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金については、下記のとおり変更することに決定します。

記

1 補助金等の交付決定額

変 更 前	円
変 更 後	円


2 変更決定に付する条件

3 変更の理由

様式第9号(第10条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

天草市長 中村 五木 

天草市中小企業者等持続化事業補助金変更計画承認通知書

平成 年 月 日付けで変更申請のあった平成 年度天草市中小企業者等持続化事業補助金補助金の変更計画については、申請のとおり承認します。

様式第10号(第11条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金実績報告書

平成 年 月 日

天草市長 中村五木 様

住所

〔法人にあっては、その主
たる事務所の所在地〕

申請者氏名

印

〔法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名〕

電話

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度天草市中
小企業者等持続化事業補助金に係る事業を実施したので、天草市中小企業者等持続化事業
補助金交付要領第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業経過報告書
- 2 収支決算書
- 3 対象経費に係る領収書等の写し
- 4 写真（機械装置費等に係るものに限る。）
- 5 その他必要な書類

様式第11号(第12条関係)

天草市中小企業者等持続化事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

天草市長 中村 五木 様

住所

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

請求者氏名

印

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

電話

平成 年 月 日付け、第 号で確定(決定)通知のあった天草市中小企業者等持続化事業補助金について、下記のとおり交付くださるよう請求します。

記

請求額 金 円

請求内訳	交付確定(決定)額	円
	既受領額	円
	今回請求額	円
支払方法(該当するものを○で囲んでください。)		・ 精算払い ・ 前金払 ・ 概算払
前金払又は概算払が必要な理由		
口座振替先	金融機関及び支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	